

## 討 論

2016年5月16日

森脇ひさき

日本共産党の森脇ひさきです。私は報第1号「知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する条例について」承認することに反対し、その理由を述べさせていただきます。

本条例では、法人事業税について、外形標準課税を拡大し、所得割を縮小することが含まれています。ご存知のように外形標準課税とは、建物の規模や面積、従業員数、売上高など企業活動や事業規模を反映する基準を導入して課税する方式です。これは、所得に応じて納めるという税制度の民主的なあり方に反するものです。今回の改定によって、資本金10億円を超え、所得も10億円を超える大企業2000社は、所得割の減額分が1法人当たり平均2億4500万円、付加価値割と資本割の増額分を差し引いても6700万円の減税となる一方、中堅企業に対しては、約1万社に合計450億円の負担増になると、総務省が試算しています。

結局、所得10億円を超える大企業には減税の恩恵を与える一方で、中堅企業には赤字であつても厳しい負担を強いるというものです。さらに、問題はなのは、政府・与党の税制改正大綱では、資本金1億円以下の中小企業への外形標準課税の拡大を「引き続き慎重に検討していく」としていることです。この点も含めて認めるわけにはいきませんので、本議案には反対するものです。以上で討論を終わります。